

## 不用農機具回収(有料)のお知らせ

令和7年度の営農支援の強化施策として、安全で良好な農作業環境を保全促進するため、「不用農機具」の有料回収を実施いたします。

### ● ご利用できる方:組合員本人 (事前申込制)

※当組合の組合員以外の方はご利用できません。

### ● 回収場所

申込者宅へ、JA職員と回収業者が訪問し、不用農機具を回収いたします。訪問日時は事前に連絡させていただきます。

### ● 回収日程

令和7年12月、令和8年1月、令和8年2月

※回収件数については、上限があります。上限を超えた場合は、翌年度以降に実施させていただきます場合があります。

### ● 回収対象：不用農機具

1	耕運機・管理機・運搬機
2	動噴・噴霧器
3	草刈機・チェーンソー
4	トラクター・田植え機・コンバイン
5	タイヤ・ホース・バッテリー
6	その他・当JAが回収可能と判断したもの

詳細・お申込み方法のご案内は、  
「営農情報10月号」でお知らせします。